

1 調査名称：彦根市都市交通マスタープラン見直し

2 調査主体：彦根市

3 調査圏域：彦根市管内

4 調査期間：令和5年度

5 調査概要：

本計画の上位計画である「彦根市総合計画」は、令和4年（2022年）3月に令和4年度から令和15年度までを計画期間として、総合計画基本構想および令和4年度から令和7年度までを計画期間とする総合計画前期基本計画を策定しました。また、令和3年（2021年）3月に関連計画である「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略」第2期総合戦略が改定され、この結果、計画期間に重点的に行う施策を整理するとともに、新たな施策を追加するなど、体系の見直しが行われています。

一方、このまちづくりを支える都市交通分野では、本計画に基づき、道路整備などのハード対策のほか、パーク・アンド・バスライド社会実験などを通し、観光シーズンにおける交通渋滞の抑制を図るなど、ソフト対策も実施してきました。しかし、国道8号バイパスをはじめとする幹線道路の整備も着実に進められていますが、実現には相当の時間が必要となり、その間、慢性的な交通渋滞の抜本的な解決は不透明となります。また、公共交通のうち、近江鉄道においては上下分離方式による運営体制への移行に向けた準備が進み、路線バスなどは「湖東圏域地域公共交通利便増進実施計画」に基づく再編を実施するなど、公共交通の確保・維持に向けた取り組みを実施していますが、コロナ禍により利用者が減少しており、今後、更なる利便性向上と利用促進が求められています。

このような背景を踏まえ、本計画も、計画期間の後半を迎えるにあたり、施策の進捗を踏まえた見直しを実施し、今後の総合的な都市交通施策の道筋を明らかにするものです。

I 調査概要

1 調査名称：彦根市都市交通マスタープラン見直し

2 報告書目次

基本計画

第1章 都市交通マスタープランの概要

- 1.1 策定の背景と目的
- 1.2 都市交通マスタープランの位置づけ
- 1.3 都市交通マスタープランの構成
- 1.4 計画目標年次

第2章 上位・関連計画の整理

- 2.1 上位計画（滋賀県）
- 2.2 上位計画（彦根市）
- 2.3 関連計画（滋賀県）
- 2.4 関連計画（彦根市）
- 2.5 関連計画（その他）
- 2.6 上位・関連計画の整理

第3章 彦根市の交通を取り巻く現状と課題

- 3.1 彦根市の概況
- 3.2 鉄道の状況
- 3.3 路線バスの状況
- 3.4 予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の状況
- 3.5 道路の状況
- 3.6 歩道・自転車道の状況
- 3.7 観光客の動向
- 3.8 財政状況
- 3.9 市民の意向把握
- 3.10 彦根市の都市交通の課題

第4章 基本理念

- 4.1 目指すべきまちの将来像
- 4.2 都市交通の基本理念
- 4.3 将来の交通体系のあり方

第5章 基本方針

- 5.1 基本方針
- 5.2 計画体系図

実施計画

第6章 実施計画

6.1 基本方針Ⅰ

コンパクトなまちへの転換を支える充実した公共交通環境の構築

6.2 基本方針Ⅱ

地域活動を支える効果的・効率的な道路ネットワークの構築

6.3 基本方針Ⅲ

快適な移動を支える歩行者・自転車空間の構築

6.4 基本方針Ⅳ

安全・安心な生活を支える交通環境の構築

6.5 基本方針Ⅴ

観光都市を支える交通環境の構築

6.6 基本方針Ⅵ

市民、交通事業者、行政が連携して支える交通体系の構築

第7章 計画の実現に向けて

7.1 計画目標値の設定

7.2 計画の実現に向けて

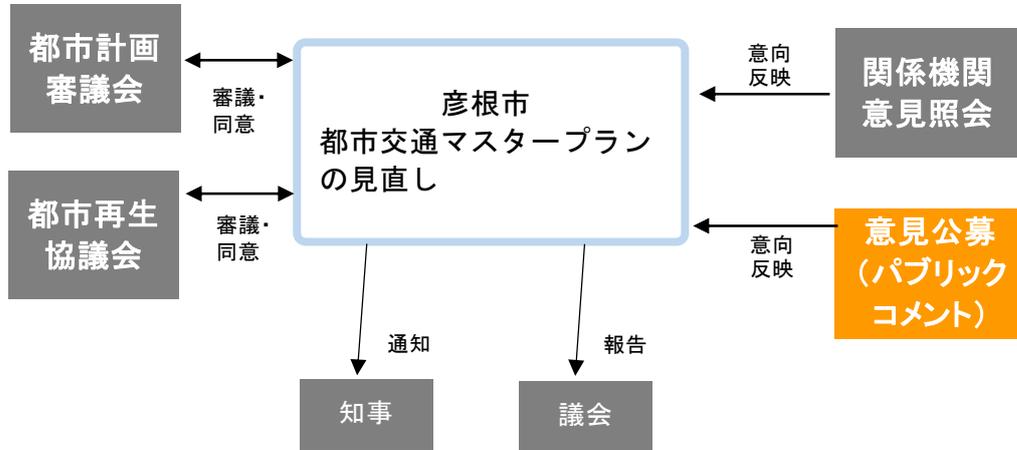
7.3 観光都市にふさわしい都市交通戦略（パーク・アンド・バスライド）について

参考資料

策定体制と策定経緯

用語集

3 調査体制



4 委員会名簿等：彦根市都市再生協議会委員名簿

番号	選出区分	氏名	職	備考
1	学識経験者(4名) (設置要綱第3条1項5号)	橋爪 紳也	大阪公立大学 研究推進機構特別教授	会長
2		轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部 環境建築デザイン学科准教授	会長代理
3		中野 桂	滋賀大学 経済学部長	
4		松岡 京美	京都府立大学公共政策学部 公共政策学科准教授	
5	彦根商工会議所(1名) (設置要綱第3条1項4号委員)	上田 健一郎	彦根商工会議所副会頭	
6	公益社団法人彦根観光協会(1名) (設置要綱第3条1項3号委員)	田井中 徹	彦根観光協会副会長	
7	滋賀県(2名) (設置要綱第3条1項2号委員)	池田 昌司	滋賀県土木交通部都市計画課長	
8		野田 英男	滋賀県湖東土木事務所長	
9	彦根市(3名) (設置要綱第3条1項1号委員)	疋田 元伯	企画振興部長	
10		田澤 靖壮	福祉保健部長	
11		稲野 善行	産業部長	
12	専門委員(2名) (設置要綱第3条5項)	田中 郁代	国土交通省近畿運輸局 滋賀運輸支局企画輸送・監査課長 首席運輸企画専門官	
13		和辻 勉	近江鉄道株式会社 取締役 執行役員 不動産部長	

II 調査成果

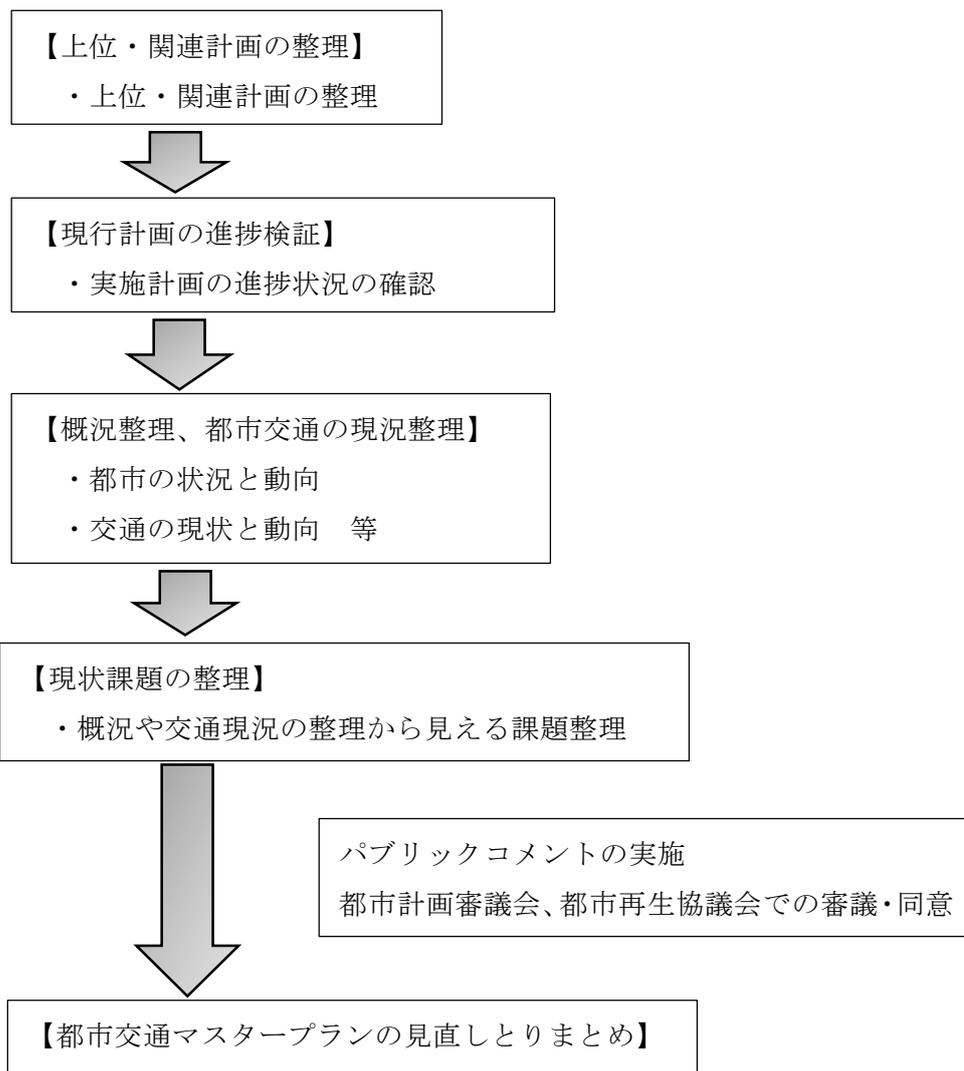
1 調査目的

本計画の上位計画である「彦根市総合計画」は、令和4年（2022年）3月に令和4年度から令和15年度までを計画期間として、総合計画基本構想および令和4年度から令和7年度までを計画期間とする総合計画前期基本計画を策定しました。また、令和3年（2021年）3月に関連計画である「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略」第2期総合戦略が改定され、この結果、計画期間に重点的に行う施策を整理するとともに、新たな施策を追加するなど、体系の見直しが行われています。

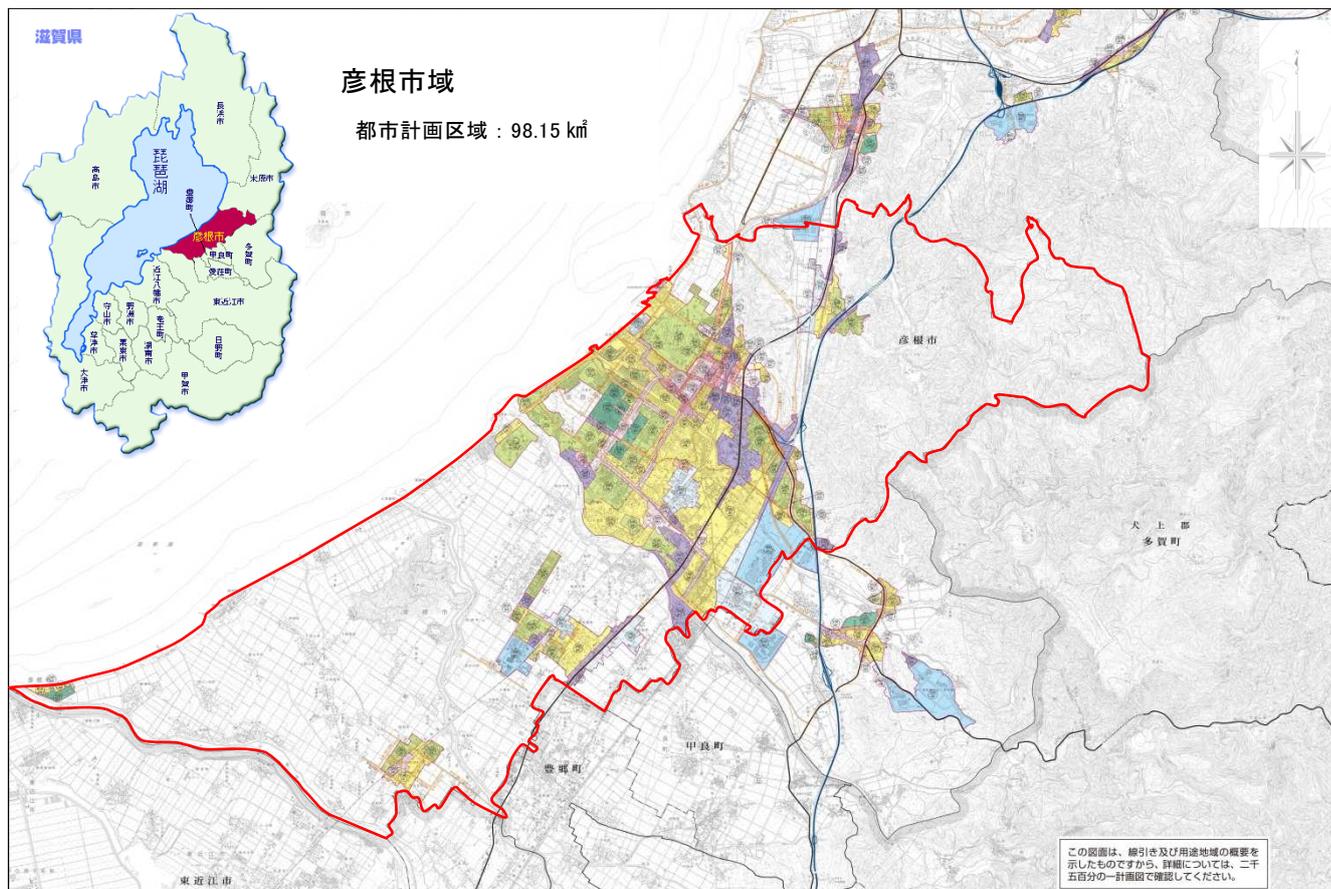
一方、このまちづくりを支える都市交通分野では、本計画に基づき、道路整備などのハード対策のほか、パーク・アンド・バスライド社会実験などを通し、観光シーズンにおける交通渋滞の抑制を図るなど、ソフト対策も実施してきました。しかし、国道8号バイパスをはじめとする幹線道路の整備も着実に進められていますが、実現には相当の時間が必要となり、その間、慢性的な交通渋滞の抜本的な解決は不透明となります。また、公共交通のうち、近江鉄道においては上下分離方式による運営体制への移行に向けた準備が進み、路線バスなどは「湖東圏域地域公共交通利便増進実施計画」に基づく再編を実施するなど、公共交通の確保・維持に向けた取り組みを実施していますが、コロナ禍により利用者が減少しており、今後、更なる利便性向上と利用促進が求められています。

このような背景を踏まえ、本計画も、計画期間の後半を迎えるにあたり、施策の進捗を踏まえた見直しを実施し、今後の総合的な都市交通施策の道筋を明らかにすることを目的としています。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

彦根市都市交通マスタープラン見直し（概略版）

基本計画

1. 都市交通マスタープランの概要

■中間見直しの必要性とその背景

本計画の上位計画である「彦根市総合計画」は令和4年（2022年）3月に令和4年度から令和15年度までを計画期間として、総合計画基本構想および令和4年度から令和7年度までを計画期間とする総合計画前期基本計画を策定しました。また、令和3年（2021年）3月に関連計画である「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略」第2期総合戦略が改定され、この結果、計画期間に重点的に行う施策を整理するとともに、新たな施策を追加するなど、体系の見直しが行われています。

一方、このまちづくりを支える都市交通分野では、都市交通マスタープランに基づき、道路整備などのハード整備対策のほか、パーク・アンド・バスライド社会実験などを通し、観光シーズンにおける交通渋滞の抑制を図るなど、ソフト対策も実施してきました。しかし、国道8号バイパスをはじめとする幹線道路の整備も着実に進められていますが、実現には相当の時間が必要となり、その間、慢性的な交通渋滞の抜本的な解決は不透明となります。また、公共交通のうち、近江鉄道においては上下分離方式による運営体制への移行に向けた準備が進み、路線バスなどは、「湖東圏域地域公共交通利便増進実施計画」に基づく再編を実施するなど、公共交通の確保・維持に向けた取り組みを実施していますが、コロナ禍により利用者が減少しており、今後、更なる利便性向上と利用促進が求められています。

このような背景を踏まえ、本計画も計画期間の後半を迎えるにあたり、施策の進捗を踏まえた見直しを実施し、今後の総合的な都市交通施策の道筋を明らかにするものです。

■都市交通マスタープランの構成

本計画は、計画の基本理念やその実現に向けて実施すべき基本的な方向性を示す「基本計画」と基本計画を具体的に進めるための戦略を示す「実施計画」で構成します。



図. 都市交通マスタープランの構成

■計画目標年次

『彦根市都市計画マスタープラン』の計画目標年次と整合させるものとして定め、本計画における基本計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を展望した上で、概ね 10 年程度の期間として令和 12 年度を計画目標年次とします。

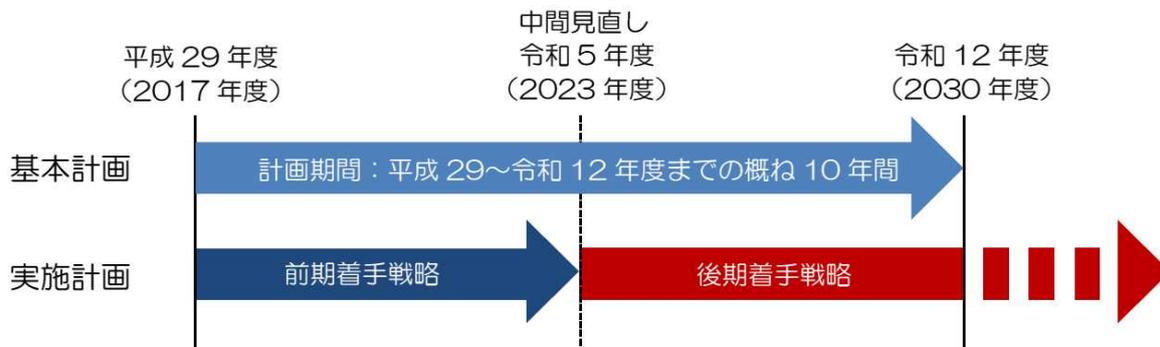


図. 計画目標年次

2. 上位・関連計画の整理

上位計画や関連計画である彦根総合計画、滋賀県都市計画基本方針、彦根長浜都市計画区域マスタープラン、彦根市都市計画マスタープラン、彦根市立地適正化計画、湖東圏域地域公共交通計画、ひこね共創ビジョンなどを確認し、「公共交通に関する考え方」「道路交通に関する考え方」「歩行者、自転車利用者に対する考え方」を整理しました。

3. 彦根市の交通を取り巻く現状と課題

彦根市を取り巻く概況・交通の現状を数値により評価し、また、市民アンケートによって市民ニーズを確認しました。それによって、彦根市の都市交通の課題を整理しました。

■ 彦根市の都市交通の課題

- 人口減少、少子高齢化社会の到来に備え、駅、商業、医療施設などの生活サービスが日常生活圏域で提供される**コンパクトなまちへの転換を支える都市交通体系の構築**が求められています。
- 公共交通利用者の減少、交通弱者の移動需要増加、近江鉄道の上下分離方式への移行を踏まえ、鉄道や路線バス、予約型乗合タクシー等の各公共交通が効果的に連携し、**誰もが利便性高く移動できる公共交通網の形成**が求められています。
- アフターコロナにおける公共交通の確保維持と利用促進に向け、**来訪者にも使いやすい公共交通網の形成や公共交通結節点整備等、利用環境の向上**が求められています。
- 厳しい財政状況の中、**既存ストックの活用による効率的な道路ネットワークの構築と、目的や役割に応じた効果的な道路整備**が求められています。
- 観光シーズンや国スポ・障スポなどのイベント開催時の過度に集中する自動車交通に対し、**円滑な交通流動を促すソフト対策を中心とした交通施策**が求められています。
- 高齢者が増加する中、地域の実情に応じた歩行環境を向上させ、**誰もが健康に歩いて暮らせるまちづくり**を推進することが求められています。
- 観光客の増加に向け、彦根駅から彦根城にかけてエリアのウォークアブルな道路空間への再編や、観光スポットへの**高いアクセス性、回遊性の高いまちなみの形成に寄与する交通体系の構築**が求められています。
- 低炭素都市宣言を表明する中、**環境負荷が少ない自転車の利用環境の向上やグリーンスローモビリティ等の新たな移動手段の導入**を推進し、低炭素社会の実現を目指すことが求められています。
- 頻発、激甚化する自然災害に対応し、安全で安心して暮らせる交通環境を確保するため、**防災機能に配慮した道路空間の整備**が求められています。
- 自立的で持続可能な交通のあり方について、市民や企業など多様な主体が行政と連携し、**自らの課題として検討し、自主的に行動し実施できる仕組みづくり**が求められています。

4. 基本理念

■ 目指すべきまちの将来像

(1) まちづくりの基本理念・目標

彦根市都市計画マスタープランでは、本市の将来に向けたまちづくりの基本的な考え方となる「まちづくりの基本理念（安全・安心、利便・活力、個性・輝き）」を踏まえ、多くの市民が共感できる、協働のまちづくりに向けてのスローガンとして「まちづくりの目標」が定められています。このまちづくりの目標に向けた取り組みを通じて、彦根市総合計画基本構想におけるコンセプト「歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根」の実現を目指しています。



図. まちづくりの基本理念



出典) 彦根市都市計画マスタープラン

図. まちづくりの基本理念・目標

(2) まちづくりが目指す姿

多極集約・連携型のコンパクトシティの実現

これまでは、増加する人口に対応するために、新たな市街地を郊外に求めるまちづくりを進めてきました。

これからは、人口減少や急速な高齢化を見据え、都市の核となるJR4駅（彦根駅、南彦根駅、河瀬駅、稲枝駅）周辺では鉄道やバス等の公共交通の結節点機能の充実によるネットワークの強化とともに都市機能を集約するまちづくりを進めます。また、その周辺においては、人口密度を高めるまちづくりを進めます。これにより、まちの「顔」が明確になり、効率的な都市経営も実現します。

■都市交通の基本理念

本市では、人口減少・超少子高齢社会の到来に備え、都市の核となるJR4駅（彦根駅、南彦根駅、河瀬駅、稲枝駅）を中心に公共交通などのネットワークの充実を図り、「多極集約・連携型のコンパクトシティ」の実現を目指しています。本計画でも都市計画マスタープランで定める「安全・安心」「利便・活力」「個性・輝き」を都市交通の基本理念と定め、全ての市民が日常生活において「安全・安心」に移動でき、様々な都市活動の場所として選ばれる「利便・活力」を育み、本市の強みを活かした「個性・輝き」あるまちを支える都市交通体系の構築を目指します。

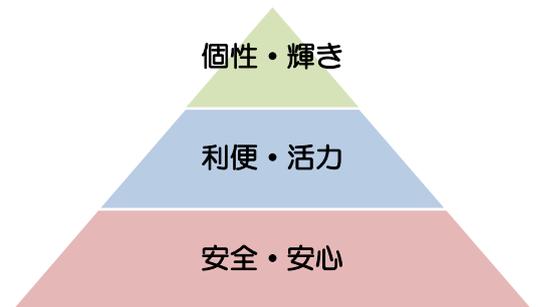


図. 都市交通の基本理念

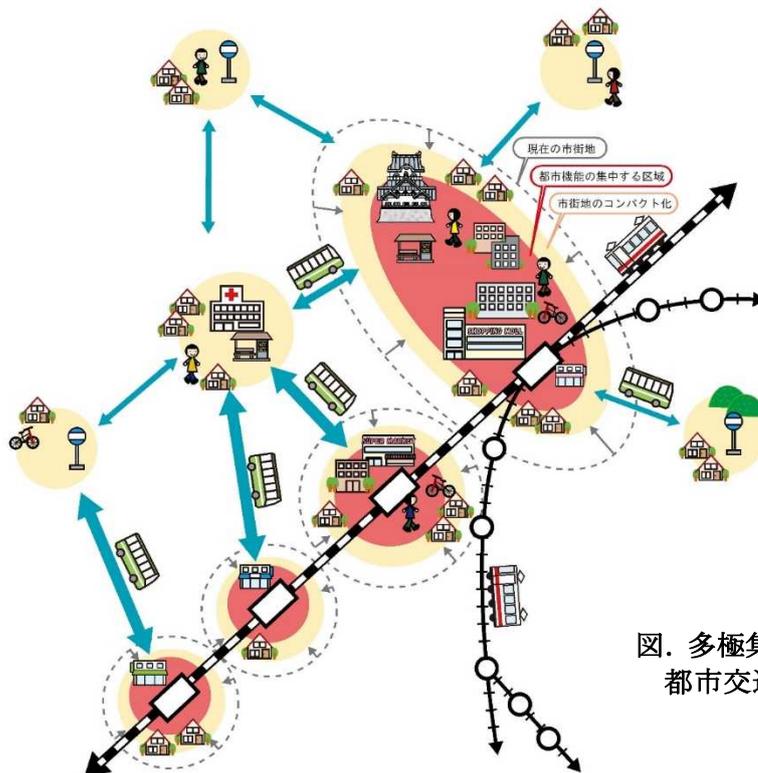
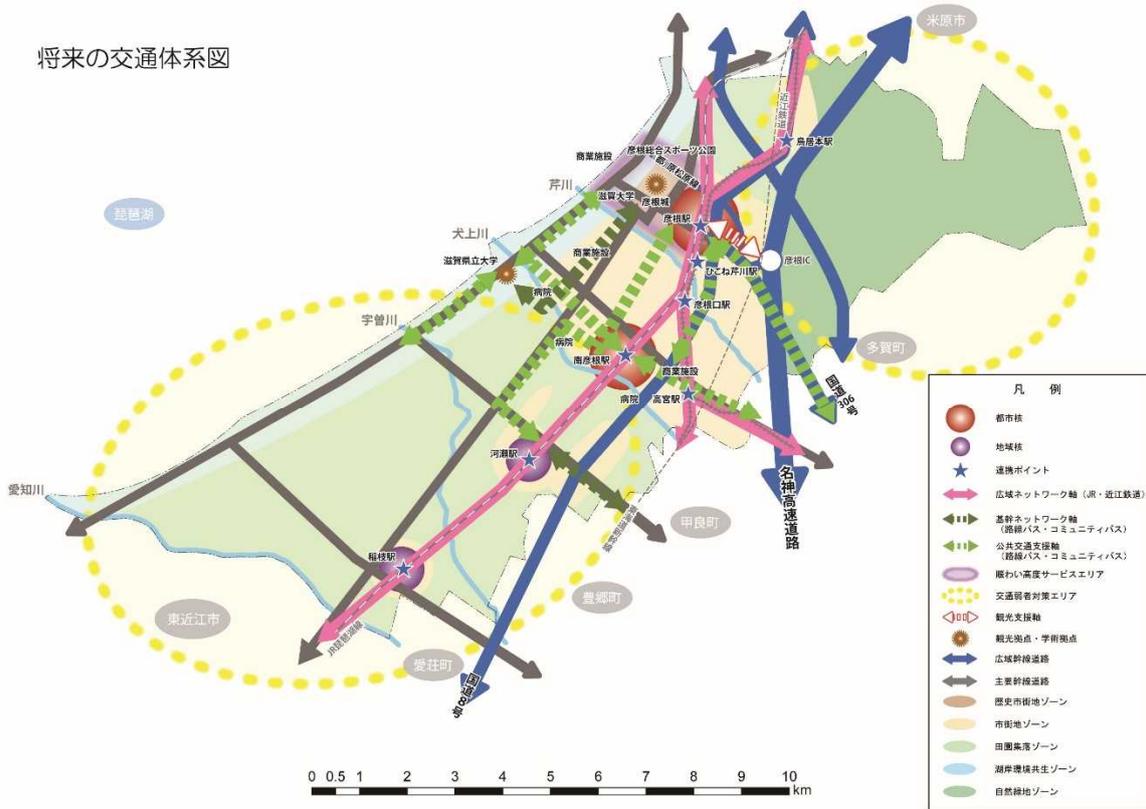


図. 多極集約・連携型のコンパクトシティと都市交通のイメージ

■将来の交通体系のあり方

将来の交通体系図



5. 基本方針

都市交通マスタープランでは、本市の都市交通における課題を踏まえつつ、『歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根』の実現に向け、都市交通が担う基本方針を6つ設定します。

歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根

- 都市交通の基本方針
- 【基本方針 I】 コンパクトなまちへの転換を支える充実した公共交通環境の構築
 - 【基本方針 II】 地域活動を支える効果的・効率的な道路ネットワークの構築
 - 【基本方針 III】 快適な移動を支える歩行者・自転車空間の構築
 - 【基本方針 IV】 安全・安心な生活を支える交通環境の構築
 - 【基本方針 V】 観光都市を支える交通環境の構築
 - 【基本方針 VI】 市民、交通事業者、行政が連携して支える交通体系の構築

- 都市交通の基本理念
- 「安全・安心」
 - 「利便・活力」
 - 「個性・輝き」
- 都市計画マスタープランで定める「安全・安心」「利便・活力」「個性・輝き」を都市交通の基本理念と定め、全ての市民が日常生活において「安全・安心」に移動でき、様々な都市活動の場所として選ばれる「利便・活力」を育み、本市の強みを活かした「個性・輝き」あるまちを支える都市交通体系の構築を目指します。

基本方針Ⅰ

コンパクトなまちへの転換を支える充実した公共交通環境の構築

将来の人口の急激な減少と高齢化を背景に、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりが求められています。

本市では、全国的な傾向と同様に人口減少、少子・高齢化社会が予測されている都市で、郊外部での人口密度は若干増加傾向を示すものの、中心市街地部での人口密度は減少することが予測されています。また、中心市街地部では事業所数、小売業売り場面積等が減少し、衰退傾向を示しています。さらに、公共交通による移動は少なく、クルマに依存した移動が大半を占めています。この現状を踏まえ、クルマに過度に頼らない都市交通の構築のため都市交通マスタープランでは、

- 都市間・地域間を結ぶ公共交通網の充実
- 交通結節点の機能強化
- 持続可能な公共交通の実現に向けた利用促進策の充実

の3つを基本戦略に位置づけ、「コンパクトなまちへの転換を支える充実した公共交通環境の構築」を目指します。

基本方針Ⅱ

地域活動を支える効果的・効率的な道路ネットワークの構築

地方都市部では、競争力のある地場産業と観光などの活性化による地域産業の再生を図ることが求められています。また、郊外へのスプロール化と中心市街地の空洞化が進展しており、既存の都市基盤の効果的な活用、地球環境問題への対応などから過度な自動車への依存を抑制するまちづくりが求められています。

本市は湖東圏域の中心都市として、中部圏、近畿圏および北部圏を結ぶ広域交通の結節点に位置し、古くから商工業や地場産業を含む産業が発展してきており、この地域特性を活かしたまちづくりが求められています。また、自動車社会の進展の中で、慢性的な交通渋滞や転換を促すとともに、各道路における役割・機能を発揮する道路整備が求められています。この現状を踏まえ、都市交通マスタープランでは、

- まちの骨格となる道路ネットワークの整備
- 地域の魅力を向上させる道路空間の整備

の2つを基本戦略に位置づけ、「地域活動を支える効果的・効率的なネットワークの構築」を目指します。

基本方針Ⅲ

快適な移動を支える歩行者・自転車空間の構築

人口減少や高齢社会が進展する中、公共交通や自転車・歩行者を重視したまちづくりへの転換、持続可能な交通体系を構築していくことが求められています。また、健康づくりや自然環境への意識の高まりなどを背景に、「自転車」を利用する人は増加傾向を示しており、安全に自転車

を利用できる環境整備が求められています。

本市は高齢者数が増加傾向を示しており、誰もが安全で安心して歩行できる環境整備も求められています。この現状を踏まえ、都市交通マスタープランでは、

- 人優先の快適な歩行空間の整備
- 自転車を利用しやすい環境づくり

の2つを基本戦略に位置づけ、「快適な移動を支える歩行者・自転車空間の構築」を目指します。

基本方針Ⅳ

安全・安心な生活を支える交通環境の構築

わが国では、地震や想定を超える大雨による大規模な自然災害が増加しています。このため、東日本大震災等で得た教訓を基に、どんな自然災害等が起こっても、人命を守り、まちへの被害が致命的なものにならず迅速に回復できる強さとしなやかさを備えたまちづくりが求められています。また、本市には木造密集市街地と歴史的な資源が混在した旧市街地があり、防災機能の向上が求められています。

本格的な高齢社会が到来する中、高齢者や障害者等が自立した日常生活や社会生活を送るための都市交通環境の整備が求められているとともに、交通事故による負傷者の減少に向け、誰もが安全・安心に暮らせることが出来るまちづくりが求められています。本市でも、令和3年（2021年）12月には73センチの積雪の記録的な大雪に見舞われ、市民の快適な日常生活や活力ある産業活動を維持するため、その基礎となる都市交通の確保が不可欠です。この現状を踏まえ、都市交通マスタープランでは、

- 災害等に備えた道路交通環境の整備
- 交通事故減少に向けた施策の促進
- 環境に配慮した道路空間の整備

の3つを基本戦略に位置づけ、「安全・安心な生活を支える交通環境の構築」を目指します。

基本方針Ⅴ

観光都市を支える交通環境の構築

地方都市では、各地域がそれぞれに特徴を活かし、地方自らが地域資源を掘り起し活用することにより、多様な地域社会の形成につながるまちづくりが求められています。

本市では彦根城をはじめとする貴重な歴史資産や多くの観光施設と、琵琶湖や市街地を取り巻く山林等の豊かな自然環境を有しており、年間で約300万人の観光客が訪れます。また、令和7年（2025年）には彦根総合スポーツ公園を主会場とした国スポ・障スポが開催され、大会期間中には多くの関係者の来訪が予想されることから、来訪者等が集中する際の円滑な交通誘導が求められています。この現状を踏まえ、都市交通マスタープランでは、

- 中心部へアクセスしやすい交通環境の整備
- 中心部を周遊しやすい交通環境の整備
- 歴史景観に配慮した道路空間の整備

の3つを基本戦略に位置づけ、「観光都市を支える交通環境の構築」を目指します。

基本方針VI

市民、交通事業者、行政が連携して支える交通体系の構築

わが国では、自動車利用者が増加する一方、都市の郊外化、公共交通の衰退等様々な課題に対して、過度に自動車に頼る状況から公共交通機関や自転車等を利用する方向へと自発的に転換していくことが求められています。

本市でも公共交通の利用者は減少傾向を示しているのに対し、自動車利用者は増加傾向を示しており、慢性的な交通渋滞や交通事故の多発により、社会的、経済的に大きな影響を及ぼしており、クルマから公共交通への転換を促すことが求められています。この現状を踏まえ、都市交通マスタープランでは、

■ 公共交通への転換に向けた市民の意識啓発

を基本戦略に位置づけ、「市民、交通事業者、行政が連携して支える交通体系の構築」を目指します。

実施計画

6. 実施計画

一例として、基本方針と基本戦略に基づく実施戦略の構成について次のとおり示します。

6.1 基本方針I

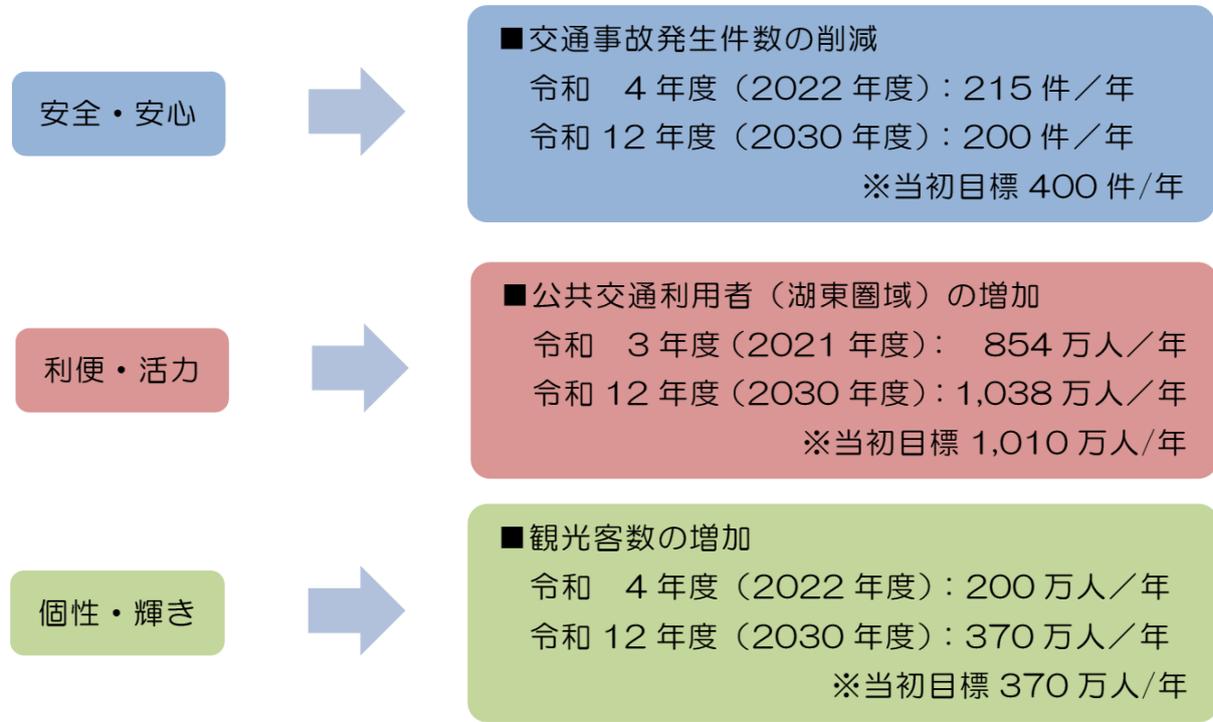
コンパクトなまちへの転換を支える充実した公共交通環境の構築

基本戦略	実施戦略 (○：重点施策)	公共交通					都市交通	
		バス	タクシー	自転車	徒歩	その他	自転車	徒歩
都市間・地域間を結ぶ公共交通網の充実	○ バス路線の再編および運行ダイヤの見直し			○	○			
	○ 近江鉄道のダイヤ等の改善		○	○	○			
	○ 予約型乗合タクシー(優のりタクシー)の継続・充実			○	○			
	○ 新快速電車の増発等、輸送力拡充の働きかけ		○	○	○			
	○ 短距離運賃優待(駅デカ100円)の継続			○	○			
交通結節点の機能強化	○ 駅前広場の再整備 【京橋駅西口駅前広場の整備】				○	○		
	○ 駅前広場の整備 【京橋口駅前広場の整備】				○	○		
	○ 駅・主要バス停における公共交通待合環境の充実				○	○		
	○ 通勤・通学用パーク・アンド・ライド駐車場、サイクル・アンド・ライド駐輪場の充実				○			
持続可能な公共交通の環境に向けた利用促進策の充実	○ バスロケーションシステムの導入				○	○		
	○ ICカードシステムの導入				○	○		
	○ 運行車両の更新(ノンステップバス化)				○	○		
	○ 安定輸送のための人材確保				○	○		
	○ 総合路線図・時刻表の作成による情報提供				○	○		
	○ WEB/携帯での情報提供(インターネット検索システム)				○	○		

7. 計画の実現に向けて

■計画目標値の設定

本計画における計画目標値（令和12年度（2030年度））は、①都市交通の基本理念、②わかりやすさ、③計測の容易性のほか、現在の目標の達成状況を考慮し、設定します。



■計画の実現に向けて

（1）都市交通マスタープランおよび総合交通戦略推進のための体制

本計画で示す戦略を着実に推進していくためには、個別戦略の事業主体が各々で推進するだけでなく、関係者が連携して戦略の効果や新たな地域の課題および対応策を共有することが重要です。そこで、「彦根市都市再生協議会」において関連計画である「彦根市都市計画マスタープラン」および「彦根市立地適正化計画」との整合を図り、一体的な推進体制を確立します。

（2）戦略の進捗状況と検証・評価

本計画で示す戦略の実施にあたっては、定期的に戦略の進捗状況、導入効果などを確認し、必要に応じて戦略の見直しを行っていきます。導入効果にあたっては、戦略に応じてターゲットを絞り込んだ上で、きめ細やかに分析します。この分析結果は、市民に向け広報誌やホームページなどを通じて広く公表します。

（3）国の支援に向けて

実施計画に示す戦略をより実現性のある戦略とするためには、国からの支援は欠かせません。このため、実施計画で示す前期着手戦略を『都市・地域総合交通戦略』としてとりまとめるとともに、国の認定を受け、確実な実行に繋がります。